

令和元年度  
第1回福島県森林審議会議事録

日時：令和元年12月3日（火）  
場所：自治会館 3階 大会議室

福島県農林水産部  
森林計画課



# 令和元年度第1回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和元年12月3日(火) 13時15分～15時15分

2 場 所 自治会館 3階 大会議室

3 出席者

(委員) 藤野正也会長、秋元公夫会長代行、緑川平壽部会長、  
香月英伸委員、今野万里子委員、齋藤久美子委員、  
齋藤澄子委員、酒井美代子委員、鈴木キヨ子委員

(以上 9名)

(福島県) 農林水産部長、農林水産部次長(森林林業担当)、農林総務課長、  
農林企画課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、  
森林保全課長、  
県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、  
県南農林事務所森林林業部長、会津農林事務所森林林業部長、  
南会津農林事務所森林林業部長、相双農林事務所森林林業部長、  
いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター所長

(以上 16名)

4 諮 問

新しい福島県農林水産業振興計画の策定について

5 議 事

(1) 【議案第1号】

阿武隈川地域森林計画(案)並びに奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更(案)  
について

(2) 報告事項

ア 森林保全部会の報告について

イ 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

ウ 森林における放射性物質対策について

6 結果

(1) 県から森林審議会に対して、新しい福島県農林水産業振興計画の策定に係る諮問  
を行った。

(2) 議案第1号については、適当と認められた。

(3) 各報告事項について、説明を行った。

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会  
(森林計画課  
総括主幹)

本日は12月の大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。  
私、本日の進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の三浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。  
それでは、只今より福島県森林審議会を開催いたします。  
はじめに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。

藤野会長

委員の皆様におかれましては、12月のお忙しい中、当森林審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

審議会開催に先立ち10月12日の台風19号を始めとして、災害に遭われた方々、森林・林業・木材産業に被害に遭われた方々には、心からお見舞い申し上げます。

本日の審議会におきましては、知事より諮問を受けております「阿武隈川地域森林計画(案)並びに奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更(案)」について審議を行うものであります。

さて、本年10月10日には、阿武隈川森林計画区における現地調査を行い、県産材等を使ったCLTの生産や全自動CNC加工機等による加工方法、CLTを使った建築物を視察しました。

また、当審議会森林保全部会が答申を行った太陽光発電施設についても、調査を行ったところであります。

これらを踏まえ、今回の計画(案)並びに変更(案)に関しましては委員の皆様から事前に御意見をいただいておりますので、審議を進め、答申書の取りまとめを行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、本日の次第、五に、「新しい福島県農林水産業振興計画の策定について」諮問が予定されております。

県の説明を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

簡単ではございますが、挨拶とします。

司会  
(森林計画課  
総括主幹)

ありがとうございました。  
続きまして、松崎農林水産部長より挨拶を申し上げます。

農林水産  
部長

農林水産部長の松崎でございます。どうぞよろしくお願ひします。  
はじめに、御出席の皆様とともに、このたびの台風19号等により亡くなられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに被害に、遭われた皆様  
に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、改めまして森林審議会に当たりまして御挨拶を申し上げます。  
委員の皆様におかれましては、師走のお忙しいところ、御出席をいただき

誠にありがとうございました。

また、日頃、本県の森林・林業行政の推進に御支援・御協力をいただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

さきの台風19号と大雨は、広範囲にわたって非常に大きな災害をもたらし、本県における農林水産業の被害総額は約636億、うち、森林・林業・木材産業における被害は704箇所、約84億円に達しました。

東日本大震災からの復興途上において、再び大規模な災害を受けることになりましたが、県といたしましては被災した林道や治山施設、林業関係施設等の一刻も早い復旧に全力で取り組んでまいります。

さて、本日の審議会では、現行の「ふくしま農林水産業新生プラン」が令和2年度に計画期間が満了することから、新しい振興計画の策定について諮問させていただきたいと考えております。

また、議題としております地域森林計画は、本県森林・林業の方向性を定め、市町村森林整備計画や森林所有者が作成する森林経営計画の指針となるものであり、「全国森林計画」に即して、本県森林・林業の現状に対応した原案を作成いたしました。

委員の皆様には、忌憚のない御意見・御助言をくださいますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

司会  
(森林計画課  
総括主幹)

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

お手元の冊子の5枚目、資料一覧の見出しの次のページにございます「配布資料一覧表」を御覧ください。

本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「委員名簿」、資料1、資料2、「農林水産業振興計画に関する諮問文の(写)」、資料3から資料11、参考1から参考4、「地域森林計画に関する諮問文の(写)」のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

なお、県側の出席者でございますが、資料の2枚目にございます「出席者名簿」を御覧願います。

それでは、次第4の委員の出席状況について御報告させていただきます。

冊子の6枚目にございます「委員名簿」を御覧ください。

小椋敏一委員、鈴木キヨ子委員につきましては、前任の委員の所属団体での退任等に伴い、新たに就任いただいております。

なお、小椋委員、鈴木委員の任期につきましては、森林法第70条第3号の規定により、前任者の残任期間となります。

続きまして、本日欠席されております委員は、遠藤委員、大平委員、小椋委員、白岩委員、豊田委員、山本委員の6名から欠席の御報告をいただいております。

本日、委員総数15名のところ9名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、本審議会は有効に成立しております。

それでは、次第5の諮問に移らさせていただきます。

まずはじめに、新たな福島県総合計画の策定及び新たな福島県農林水産業振興計画の策定について、農林企画課長より説明いたします。

農林企画  
課長

農林企画課鈴木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

では、お手元の資料1の印がついたものを1枚おめくりいただきまして、新たな総合計画の策定についてという資料を御覧いただきたいと思っております。

県におきましては、県の政策の基本的な方向を示す計画として最上位計画に福島県総合計画というものを策定しています。のちほど御説明いたしますが、その部門別計画として、福島県農林水産業振興計画というものを策定しています。

いずれも令和2年度末、来年度末をもって現期間の目標期間を迎えることから総合計画及び部門別計画であります農林水産業振興計画の見直しをしていきたいと考えております。

まずはじめに、資料1の最上位計画でございます福島県総合計画の策定について、現在の状況を簡単に御説明させていただきます。

総合計画の見直し策定につきましては、福島県総合計画の審議会がございまして審議が進められているところでございますが、資料1の1番の黒塗りの括弧書きにありますとおり、9月3日の審議会の時点での検討状況の資料で御説明させていただきます。

まず、1番の新たな総合計画の基本的な考え方でございますが、○の1つ目でございますように、未曾有の複合災害からの復興、急激な人口減少への対応という前例のない課題を克服するとともに、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる持続可能な福島県を目指し、長期的展望に立った県政の基本的な方向性を示す計画とする、とされております。

概要を申し上げますと、2つ目の○の2行目の1番後の部分、大きな考え方として、県民参加型の計画を目指すこととしております。

それから○の3つ目の2行目でございますが、その理念や考え方について国内外に広く発信し、ふくしまへの共感に結びつけるものとするにしています。

○の4つ目の2行目でございますが、計画の実現のため、それぞれの主体が果たすべき役割を認識し、それぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働した計画とすることとしています。

最後の○でございますが、1行目の後段、計画そのものが市町村にとって希望が持てる計画を目指すこととして、今検討が進められています。

続きまして、2番の計画の期間でございますが、○の1つ目でございますように、県民それぞれが思い描く豊かさや幸せを実感できる30年先の目指すべき姿を見据えつつ、10年後の目指す姿を示した10年間の計画とすることとしております。

2つ目の○でございますが、計画においては、今後10年間の施策の方向性や主要施策を定めるということにしております。

2ページを御覧ください。

冒頭申し上げましたとおり総合計画審議会の諮問でございますので、委員からの御意見がございますがそれを踏まえまして、その青い矢印の下、計画の期間につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、ここで付け加えさせていただきたいのは、1番下の下線の引いてある部分、なお、今後10年間の取組みの方向性、施策は必ずしも固定的なものではなく、社会や技術の変化に沿って必要に応じて見直しを図る、ということにしております。

3ページを御覧ください。

3番の踏まえるべき時代の潮流・留意すべき重要な視点でございますが、これも青い矢印の下の囲みの中を御覧いただきたいと思います。

現計画の目標、指標の達成状況などの成果を踏まえつつ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えた福島ならではの計画とするため、留意すべき重要な視点を整理する、ということで下に7点ほどあります。

1つ目、複合災害からの復興・地方創生

2つ目、人口減少・少子高齢化社会への対応

3つ目、基盤となる人づくり

4つ目、SDGsの考え方との整合

5つ目、Society5.0への対応

6つ目、一極集中ではなく、自立分散型の県づくり

7つ目、防災・減災・国土強靱化

こう言った留意すべき重要な視点を整理いたしまして、この考え方に沿って新たな総合計画の策定するというところで、現在検討が行われております。

それを踏まえ、資料2に続きまして、この後諮問させていただきますが、新たな福島県農林水産業振興計画の策定について、御説明させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、県の最上位計画でございます福島県総合計画の農林水産業部門の計画がこの福島県農林水産業振興計画です。

これにつきましては1つ目の○の背景でございます。現計画は資料に書いてありますとおり、平成25年3月に策定したものでございます。

2つ目の○は冒頭申し上げましたとおり、令和2年末をもちまして本計画の計画期間8年間の満了を迎えることから、今年度より復興の進捗状況などを踏まえ現計画の全般的な点検を行うとともに、時代潮流や社会情勢の変化を捉え、新たな計画の策定に着手したいと考えております。

2番目として基本的な考え方(案)でございますが、県の最上位計画であります総合計画のところで申し上げましたが、現段階ではそれを踏襲するという考え方のもとに(案)として引用して書いてございます。

1つ目の○の未曾有の複合災害からの復興、そして農林水産業を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、時代に即した振興施策を進めていくため、長期的展望に立って県が行う施策の基本的な方向性を示す計画としたいと考えております。

2つ目の○でございますが、農林水産業者はもとより県民、民間団体、企業、市町村、県などあらゆる主体がそれぞれの強みを発揮し、目指すべき将来像の実現に向けて相互連携・共働して取り組むことを踏まえた計画としたいと考えております。

スケジュールでございますが、本森林審議会、農業振興審議会、水産業振興審議会の各審議会へ諮問させていただきまして、2つ目の○の本年度から令和2年度にかけまして複数回審議会の中でも検討を頂いた上で、3つ目の○で、各審議会からの答申を頂きまして令和3年の3月には策定したいと考えてございます。

裏面を御覧いただきたいと思っております。具体的には1番左側、森林審議会の現段階の想定スケジュールでございます。

第1回目、12月3日本日策定について諮問させていただきまして、年が明けてから第2回目ということで、現在の計画の総点検の結果、課題整理、柱の検討などをいただきたいと考えてございます。

令和2年度に入りまして第3回目といたしまして、主要施策、指標の検討をお願いしたいと考えてございます。

夏ごろ第4回目には中間整理案の検討いただきまして、秋から冬にかけて第5回目に市町村からの意見等の対応、答申(案)の検討を頂き、令和3年、年が明けましてから答申いただいた上で県の方で頂いた答申をもとに、計画を策定したいと考えてございます。

今ほど申し上げましたように、具体的な計画の内容については、次回以降の森林審議会でご説明させていただきながら検討したいと考えてございます。

なお、この図の1番右側に、冒頭で申し上げました県の最上位計画の総合計画の今後の全体のスケジュールも合わせて記載させていただいてございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上のような考えのもとで、新たな農林水産業振興計画を策定したいと考えてございますので、宜しく御審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

司会  
(森林計画課  
総括主幹)

続きまして、松崎部長から当審議会に諮問がございます。

委員の皆様には、諮問文の写しをお配りしておりますので、御覧ください。

おそれ入りますが、藤野会長、松崎部長、御移動願います。



農林水産  
部長

福島県森林審議会長 様

新しい福島県農林水産業振興計画の策定について

東日本大震災及び原子力災害からの復興状況や時代潮流等を踏まえ、長期的展望に立った本県農林水産業振興の基本的な方向性を示す必要があるため、森林法第68条第2項の規定に基づき、新しい福島県農林水産業振興計画の策定について、貴審議会に諮問します。

令和元年12月3日 福島県知事

どうぞよろしく申し上げます。

藤野会長

確かに、承りました。

司会  
(森林計画課  
総括主幹)

藤野会長、松崎部長ありがとうございました。

席にお戻りください。

それでは、次第6の議事に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により会長が議長となりますことから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、藤野会長よろしくをお願いいたします。

議長  
(藤野会長)

委員の皆様、御協力をお願いします。

はじめに、審議会規程第7条第2項により議事録署名人を2名指名いたします。

斎藤澄子委員と酒井美代子委員、よろしくをお願いいたします。

次に、議事に入らせていただきます。

本日の議事案件は、知事から11月19日に諮問を受けております、地域森林計画に関する事項となっております。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
(森林計画課  
主幹)

森林計画課主幹の會田と申します。よろしくをお願いいたします。

説明の進め方でございますが、はじめに「阿武隈川地域森林計画(案)」の説明を行った後、「奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更(案)」について説明いたします。

次に、縦覧等の結果並びに委員の皆様から事前にいただきました御意見とその対応について、説明させていただきます。

スクリーンを御覧ください。

なお、スクリーンの画像につきましては、お手元に参考3、スライド画像集としてお配りしておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

〔スライド1〕

地域森林計画の概要です。森林法に基づき知事が全国森林計画に即して、5年ごと10年を1期として立てるもので、地域に応じた森林の整備・保全の目標等を明らかにするものです。

また、市町村長が立てる市町村森林整備計画の指針となります。

本県においては、4つの計画区があります。

なお、本年度は、阿武隈川森林計画区の樹立となります。〔スライド2〕

次に、地域森林計画の位置付けについて説明いたします。

左側に県の各種計画が記載されております。

まず、県全体の振興計画である「福島県総合計画」があります。

その部門別計画として「農林水産業振興計画」があり、これに即して、各種事業計画が立てられております。

また、福島県の土地利用の方向性を示す「福島県国土利用計画」、「土地利用基本計画」があります。

右側が森林計画制度の体系になります。

森林・林業基本法に基づき政府が、長期的かつ総合的な政策の方向・目標を示した「森林・林業基本計画」を立て、これに即して、農林水産大臣が全国森林計画を立てます。

更にこれに即して、民有林においては地域森林計画が、国有林においては国有林地域別の森林計画が立てられます。

なお、地域森林計画の樹立においては、「農林水産業振興計画」、「土地利用基本計画」との調整を図っております。

地域森林計画に適合した形で、市町村においては市町村森林整備計画が、森林所有者等においては、森林経営計画が策定されます。〔スライド3〕

阿武隈川地域森林計画の前計画「平成27年度から令和元年度」の実行結果と今後の取組みについてです。

計画量に対する実行歩合といたしましては、伐採材積が84%、造林面積が25%、間伐面積が67%、林道開設量が37%となっております。

阿武隈川森林計画区の課題といたしましては、4点が挙げられます。

- ① 放射性物質の影響を受けた森林環境の回復
- ② 森林資源が年々充実している中で木材需要の拡大
- ③ 適正な森林整備の推進と治山施設の整備によって森林の有する多面的機能を維持
- ④ 持続的・安定的な木材・素材の生産

これらの課題を踏まえ今回の樹立に当たり、4つの事項を重視してございます。

- ① 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興
- ② 森林資源の質的な充実

③ 森林の有する多面的機能の持続的な発揮

④ 持続的な林業経営の確立

〔スライド4〕

まず1点目の東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興です。

森林環境回復の推進を図るため、ふくしま森林再生事業により、間伐等の森林の整備、丸太筋工等による放射性物質の拡散抑制に取り組むほか、広葉樹林の整備、里山の整備に向けた取り組み等を推進します。〔スライド5〕

また、新たな木材需要の創出のため、未利用間伐材等を木質バイオマス発電所等への利用やCLT、集成材などへの製品の開発、また木造公共施設等への利用など県産材の需要拡大を図ります。〔スライド6〕

2点目の森林資源の質的な充実です。

県内の人工林は利用可能な高齢級林分が増加している一方で、若齢級林が少なく偏った齢級構成となっているため、主伐・更新による森林資源の適正化を図るものとします。

また、若齢級林の間伐に加え高齢級林についてもコストを抑えた森林施業を進め、立地条件に応じた長伐期化や育成複層林施業への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し循環させるものとします。〔スライド7〕

3点目の森林の有する多面的機能の持続的発揮についてです。

森林の状態を的確に把握するとともに、適正な森林施業の実施や森林環境の保全を推進し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるものとします。〔スライド8〕

4点目の持続的な林業経営の確立についてです。

作業の機械化や人材の育成・確保、県産材の供給体制整備、木材製品の安定的な供給、特用林産の振興により持続的・安定的な木材等の生産を推進します。〔スライド9〕

阿武隈川森林計画区における森林面積は、約27万1千haで、阿武隈川計画区の総土地面積の約57%を占めております。

民有林17万9千haのうち人工林は7万2千haとなっております。

民有林の人工林率は約40%で、そのうち61%がスギで、次いでアカマツが26%となっています。

資源量は年々増加しており、令和元年現在、平成11年の約1.7倍の約5千1百万m<sup>3</sup>となっております。

人工林の多くは高齢級へ移行しており、人工林の81%は41年生以上であり、本格的な利用期を迎えております。〔スライド10〕

森林資源の充実を踏まえ伐採の促進を図ることから、人工造林面積及び天然更新面積を増加させています。

伐採面積は現計画期間内の伐採実績及び森林の現況（面積、材積、林齢）を勘案して算定しています。

蓄積量が増加していることから、主伐・間伐材積は増加しています。

〔スライド11〕

次に、森林整備の推移についてであります。

震災以前は2千ha前後で推移していた間伐面積は、震災以降、1千4百ha前後で推移しており増加傾向にありますが、震災前の水準には戻っておりません。〔スライド12〕

人工造林面積について見ますと年度により増減がありますが、震災前の水準には戻っていません。〔スライド13〕

林道の開設及び拡張に関する計画です。

事業計画に合わせて計画しており開設が合わせて、71路線・約129km拡張が合わせて93路線・約160kmとなっております。〔スライド14〕

路網整備延長については平成22年度からの累計で見ますと、幹となる林道開設延長は17.9km、作業道整備延長は674kmとなっており、森林整備と一体的に路網整備も進められています。〔スライド15〕

上が保安林の計画量についてですが、公益的機能の発揮が特に要請される保安林の指定を約2万5千ha計画しております。

下が治山事業の計画量になっています。事業の重要性、緊急度等を勘案し197地区を計画しています。〔スライド16〕

次に、保安林の指定及び治山事業についてです。

近年の災害の多発や渇水に対応するため災害に強い基盤の形成、利用する水の安定供給を果たす森林の役割に対する県民の期待が一層高まっております。このため、水源涵養や土砂災害防止等に重要な森林について、保安林の指定を計画的に進めています。

平成29年度現在の保安林指定面積は重複面積を除いた面積約1万9千9百haとなっています。〔スライド17〕

治山事業につきましては、山地災害危険地区や被災した地区を実施しており、治山事業量の推移はグラフのとおりです。〔スライド18〕

次に、会津、磐城計画区における対象面積の変更です。

今回は奥久慈計画区については、対象面積の変更がありません。

主な減少は太陽光発電施設や中間貯蔵施設によるもので、合わせて87haの減となっています。また、増加は92haで、官行造林地の返地や海岸防災林の造成によるものです。〔スライド19〕

写真は太陽光発電施設や産業廃棄物処分場、海岸防災林の整備状況です。

〔スライド20〕

林道の開設及び拡張に関する計画についてですが、林道との事業計画の調整を図り、表に記載したとおり路線数・延長を変更しております。

〔スライド21〕

次に、保安林の指定ですが、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林で増加しています。会津計画区で221haの増となっています。

磐城、奥久慈計画区での変更はありません。〔スライド22〕

次に、各計画区の治山事業の計画量ですが、山地災害危険地区等において保安林の整備や山腹工を実施するもので、奥久慈、磐城計画区の合計で7地区の増となっています。

会津計画区の変更はありません。〔スライド23〕

最後に、地域森林計画の樹立及び変更に係るスケジュールについてですが、本日、森林審議会から答申をいただきましたら、農林水産大臣へ協議を行い、同意を得た上で12月5日付けでの樹立及び変更、12月9日付けで公表を予定しています。

地域森林計画樹立（案）及び変更（案）については、以上のとおりです。

〔スライド24〕

次に、縦覧及び県民意見公募の結果取りまとめた「地域森林計画（案）及び変更（案）に対する意見等」について、御説明いたします。

資料は、本日お配りしました資料7となります。

2ページを御覧ください。

「地域森林計画（案）及び変更（案）に対する意見等」については、10月18日から11月17日の31日間、森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）により実施しておりますが、今回意見等はございませんでした。

事前意見として、関係市町村から別紙1のとおり3件、県の関係部局から別紙2のとおり1件、森林審議会委員から別紙3のとおり5件の御意見をいただいております。

主な内容としては、地域森林計画の位置付けに関するものが1件、林道事業に関するものが3件、治山事業に関するものが1件、記載内容の変更に関するものが3件、質問事項が2件ございました。

まず、地域森林計画の位置付けですが、「福島県国土利用計画」と「福島県土地利用基本計画」との関係について、記載いたしました。

次に、林道事業に関するのですが、計画事項については、改良・改築等の実施前に計画を変更する必要があります。

今回の台風災害等における対応については、災害復旧工事で対応することになっておりまして、改良、改築等の計画が決定した段階で変更することになります。

次に、治山事業に関するのですが、台風災害で住民の安全確保等のために緊急性を要する箇所については、計画の有無を問わず、既に災害関連緊急治山事業等で対応しております。

その他の箇所については、対応事業が確定した段階で計画の変更をさせていただきます。

次に、記載内容の変更に関するのですが、御意見を踏まえ訂正させていただきます。

次に、質問事項については、別紙の記載のとおりでございます。

なお、誤字等につきましては、資料11「地域森林計画樹立及び変更（案）の訂正表」のとおり訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

「地域森林計画の樹立及び計画変更に対する意見等について」は、以上になります。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございました。

これまでの説明について、御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。では酒井委員、お願いします。

酒井委員

御説明ありがとうございました。事前に配布していただいた資料の中にありましたが、阿武隈川地域は高齢級の森林が62%を占めているということで、非常に有効な森林資源があるので伐採の計画をもっと密にさせていただいて、有効な活用を検討していただきたいと考えております。

議長  
(藤野会長)

例えば、計画書で、具体的にここの部分を変えて欲しいというのがありますか。

酒井委員

資料3の計画書の中では、3ページのアの森林の概要に記載されています。

上から8行目あたりに齢級別に見ると7～11齢級が51%を占めていますということで、その下にも同じような内容が詳しく記載されていますが、この活用に関して具体的にという訳では無いのですが、もう少し活用に関して記載して頂いた方が良いのではと思いました。

議長  
(藤野会長) はい分かりました。  
では、森林計画課長から御説明よろしくをお願いします。

森林計画  
課長 御指摘ありがとうございます。地域森林計画につきましては、先ほども説明しましたとおり、県内4つの森林計画区において森林資源の状況に応じて伐採計画や造林計画をし森林資源の管理を行い、森林を整備するための路網整備等を中心に記載しているところでございます。  
当然、御指摘のように森林資源が充実してきて伐採をすれば、それは森林の有効活用をして、木材需要の拡大に繋げていくことが非常に重要でございますので、先ほど「農林水産業振興計画」でもございましたが、計画の中で木材の需要拡大については重点的に記載をしていっているという中身や構造になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長  
(藤野会長) 酒井委員いかがでしょうか。今の御説明を聞いて。

酒井委員 説明は分かりましたが、という感じですね。  
更に有効な活用についても、県の方と推進していただけると良いなと思っております。

議長  
(藤野会長) おそらく林業の振興というところになってくるかと思いますが、本日諮問にもありました「新たな農林水産業振興計画」に、おそらくこちらの方にどこまで林業を復興させていくのか、盛り上げていくのかというところを書いていく方が計画という点ではより良いのではないかと。  
どちらかと言いますと、森林計画は森林を守っていきましようと言う側面がありますので、もちろん林業も考えた上での振興なんですけど、農林水産業振興計画の方はまさに産業としてどうやっていくのか、正面から向き合っていくのでちょうど諮問も受けていますので、その辺りをどんどん審議会で御意見頂戴できれば反映されていくのではないかと思います。  
ありがとうございました。皆様いかがでしょうか。では鈴木委員。

鈴木委員 資料1の3、踏まえるべき時代の潮流・留意すべき重要な視点の中の「基盤となる人づくり」と書いてありますが、具体的な人材というのはどういう形で取組まれるのかが分かりませんので、具体的に教えていただきたいと思っております。

議長  
(藤野会長) 資料1ということですので、本日諮問がありました「新たな農林水産業振興計画」についての御質問だと思います。折角ですので、お答えを県の方からお願いできればと思っております。では農林企画課長、お願いします。

農林企画  
課長

はい、今御指摘いただきました総合計画の方に、「基盤となる人づくり」ということが記載してございます。先ほど総合計画の方でも申し上げましたとおり、人口減少傾向がある中で人をどう育てていくか、農林水産業では、林業の他、農業・水産業の担い手の方をいかに育てていくかということが、今後の農林水産業振興に非常に重要な観点かと思っております。

その点につきましては、前の御質問の時に会長よりお話があったのですが「新たな農林水産業振興計画」でも大きな課題にして定めていかなければいけない、森林あるいは木材に関する担い手の育成という意味での人づくりについては、これから案を審議会で御検討いただければとしております。

人づくりというのは非常に1番重要な観点かと思っておりますので、委員の皆様にご意見を伺いながら今後検討していきたいと考えているところでございます。

議長  
(藤野会長)

鈴木農林企画課長の今のお答えにもありましたとおり、具体的にはこれからということと、次回以降の審議会の方で「新たな農林水産業振興計画」を審議してまいりますので、その際、具体的な説明等あるかと思っておりますので、皆様の御意見を遠慮なくいただきたいと思っております。

ありがとうございます。では今野委員、お願いします。

今野委員

阿武隈川地域森林計画書の資料3の中のP40の3、鳥獣害の防止に関する事項(1)がありますが、ここで今実際に阿武隈川地域とかその他会津等地域があると思っておりますが、ニホンジカによる剥皮とか、ツキノワグマによるクマ剥ぎ被害というのが現状でどれくらいあるのか。また、これからニホンジカによる被害が本県でこれから増えてくると思いますが、防止するための計画などが反映されているかどうか教えてください。

議長  
(藤野会長)

御説明の方をお願いします。森林保全課長、よろしくをお願いします。

森林保全  
課長

今野委員の質問にお答えします。まず、動物被害の中でツキノワグマにつきましては、平成30年度で約13㎡ということで、平成26年・平成27年に比べて非常に少なくなってきました。最近では、余り目立たなくなっていると思っております。ただ予防対策としては、樹木へのバンドやテープ巻をしており、一定の成果が出ていると思っております。

また、ニホンジカにつきましては、現在農業被害については確認されておりますが、ニホンジカの樹木への被害は、まだ本県では確認されておられません。尾瀬や県南地方ではニホンジカを目撃情報が寄せられている部分もあり、国有林等と情報交換しながら現在の生息の拡大状況や被害の確認を関係機関と連絡しながら進めているところであります。



議長  
(藤野会長) 今野委員、いかがでしょうか。

今野委員 今、現段階では福島県としてニホンジカの生息状況、調査というのはやっているのでしょうか。

森林保全  
課長 ニホンジカの調査につきましては、民有林における調査は直接的には実施しておりません。  
ただ、国有林の方では香月署長さんがいらっしゃいますが、定点観測等いろいろされていて、そういう中で情報をいただきながら確認しています。  
農業サイドでも調査をしていると聞いておりますので、そういう情報いただいているというところがございます。

議長  
(藤野会長) 香月委員、もし補足のコメント等あれば、特に無ければ構いませんが。

香月委員 クマとニホンジカなのですが、クマが特に多いのが福島市茂庭地区にクマ剥ぎが多発しているということで被害計上させていただいております。  
シカにつきまして御紹介ありましたが、農業関係の会議をやっていたり、自然保護課の方との情報共有を行い、従来は4号線の東側にシカが確認されていなかったのですが、近年、確認されてきたということで、福島県、栃木県、茨城県の3県で捕獲を目的とした協議会が夏にできました。  
現在GPS調査もやっており、間もなくそのGPS調査の結果も公表されると思います。  
4号線の東側のシカ対策では、捕獲を前提とした話し合いが行われていると聞いております。

議長  
(藤野会長) お答え大丈夫でしょうか。ありがとうございます。  
香月委員、お願いします。

香月委員 参考3の4ページ、現行計画の造林面積ですが6,618haの計画量があり、実行量が1,654haの25%と大きな乖離がある訳ですが、この大きな乖離ができた原因について教えていただきたいのと、現行計画次期計画の43ページには6,515haの造林計画されてますが、見込みについて教えていただければと思います。

議長  
(藤野会長) 森林計画課長、お願いします。

森林計画  
課長

今スクリーンにも映してございますが、現計画の伐採材積、造林面積、間伐面積等の平成27年度から令和元年度の計画に対する実績ということで、取りまとめさせていただいております。

伐採面積につきましては伐採材積が84%、間伐面積が62%という数字になってございますが、御指摘のように造林面積は25%と決して高くない実績ということになっております。

地域森林計画につきましては、地域ごとの森林資源をどのようにもっていくかを計画しております。人工林の皆伐後には基本的には再造林をすべきであるという前提をもとに計画を設定しているところでございますが、御存じのように採算性等もあり、中々再造林に結びついていないところがあるのが実態であります。再造林されないところは、言ってみれば荒れ放題の森林になっているのかということになります。造林未済地の調査等も実施してございますし、地域森林計画を樹立する際には、航空写真等で更新されていることを確認し、基本的には人工林であれば2年とか天然樹林であれば5年という期間で更新するのが原則です。必ずしもその期間内に更新されているかと問われればそうでないところもございまして、最終的には天然力も活用しながら更新はされているという実態があるということでございます。

今後の造林計画につきましても、基本的には人工林の皆伐後には、造林をするものとして計画を立てているところでございまして、今後も機会をいただいで適正な更新について指導していきたいと考えております。

議長  
(藤野会長)

香月委員、今のコメントに対して何かございますでしょうか。

香月委員

どうもありがとうございました。

議長  
(藤野会長)

緑川委員、お願いします。

緑川委員

再造林が進まないということがありますが、実際に現場の方では再造林が出来ないという状況にあります。

たまたま2年ぐらい前になるのですが、学校林を約2ha程度皆伐をし、約1千㎡の材が収穫できました。そこで学校が受け取ったお金が約300万円程度で、1haに換算すると150万円程度の収益となりました。

これはお金が必要だから山を売った訳ですが、この山に再造林をすれば、苗木代は1本150円から200円位掛かり、約2ha程度の山を再造林すると100万円ぐらい掛かってしまう。これに地拵えを行い、下刈りをする手間を考えると、あらかた木材の販売代金が消えてしまう。そういう現実がありました。

2haで1千m<sup>3</sup>の山を伐って販売し、300万円ではなりわいとしては成り立たない。つまり林業労働力は極端に少ないということで、植えたくても植える人がいない原因が1つにはあるのかと思います。

行政の方では皆伐をしたら再造林をなさいと指導があり、再造林が出来ない場合、天然力を活用した天然更新を使ってという話がありましたが、本当に天然更新で山が作れるのか。皆伐をしても、そのまま放置する山が年々増えています。ですからこの計画を上手くのせる特効薬を取らないと森林はどんどん崩壊してしまう。森林資源も1千万haがあり今は枯渇しない状況となっているが、いずれ日本の森林は荒れて枯渇するのではないかと危険性があります。この観点からしっかりとした施策をしないと日本の森林は違うのかと思います。

また、木材を使うということも考えていかなければならないと思います。

木質バイオマス関係の商品が多く、家の近くの道をトラックが2mの素材を積んでどんどん走って行くのを見るのですが、細い樹や端材とかもトラックに積んで木材の需要量があるのだと思いました。

つい4、5年ぐらい前までは木材の受給率は18%であったのにも関わらず、今は35%位まで受給率が上がったと聞いておりますが、木材の需要はどんどん増えています。今後ますます増えて木材は燃料として燃やす一方で、価格はどんどん下がる傾向にあり、悪循環になるのかと思います。

こうした状況で今すぐには悪くなるとは思いませんが、将来日本の森林が崩壊してしまうので、今のうちから施策を立てておかなければいけないと期待しております。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございます。実際に山林をやられている方の御意見ということで非常に重いものがあるのでないかと思います。

何か県の方で説明があるということで、お願いをします。

森林整備  
課長

私どもの方で造林関係を担当しております。

福島県の森林も高齢級の森林が多くなり、伐って活用していく時となっています。伐って、使って、植えることを今後しっかりと行っていかなければならないと考えているところです。

その1つとして森林環境基金を使い、伐採を行い再造林をするという一連の作業いわゆる一貫施業を行った場合、300万円以内でそのお金を補助する制度を今年度からスタートさせていただいております。

また、再造林と1回目の下刈に要した費用を100%補助する制度を森林環境基金を使い支援しております。

更に先ほどお話しがありました苗木代についても、森林環境基金を使い造林補助に上乘せして、補助しております。

今、3つの補助、嵩上げをお話をしましたが、一貫施業の部分、再造林をして下刈を行った部分については、令和元年度からスタートさせた支援であ

り、今後、当事業を伸ばし、再造林をしっかりと進めまいりたいと思っておりますので、御紹介させていただきます。

緑川委員

それは初めて聞いた話であるので、今年からの施策があるとするならばもう少し声を大にして林業会議にお知らせをしておけば皆伐をして放置して置くことが少なくなるのかと思います。

ただ環境税を利用することになれば自ずと限界があるので、福島県の中で施策が出来るかどうか心配である。もしそうなればなるべく早くお知らせした方がいいのではないかと思います。地元の方ではそのような話を聞いていない。一時、再造林の補助率を上げる話があったが、それは地元では実現していない状況で説明のあったものについてはありがたいと思っています。

これについては大きく話して大丈夫ですか。

森林整備  
課長

構いません。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございます。

今年度始まった施策であり、既に12月でもありますので、もっといろいろなところで宣伝してもらってもいいのかなと思います。

委員のお話では計画量と実績量の中で、新植の中で、大部開きがあるのではないのかという話でしたが、施策の中で増えていくこともあるのではないのかということでもあります。

県庁の方でも施策の中でしっかりと把握しておかないと施策の効果はありますけれど、要因の分析をしっかりとされないと何が効果だったのか分からない訳です。

これが効果的であれば予算を増やすなどといったことが出来てくると思いますので、分析の方をしっかりと取組んでください。

他に御意見等がありますか。秋元委員お願いします。

多少時間がおしてきていますので端的にお願いします。

秋元委員

各委員から意見が出されたと思うのですが、特に林業関係については福島県の場合、東日本大震災・原発事故というのが一番の重要課題ではないのかと思います。特に山林に対する愛着が無くなっております。

福島県全体を見ても分かる通り、特用林産であるシイタケ原木すら出荷できない状況の中で、先ほどスライドから森林整備量が50%にしかいっていません。その中で福島県の林業をいかに再生するかということを我々だけでなく、行政も国・県・市町村が山に対する愛着を持たせるようにしなければいけません。そのためにはどうしたら良いのかと申しますと、やはり原発事故に始まりました「ふくしま森林再生事業」に取り組んでいますけれども、まだ4・5年しか過ぎておりません。

来年度で創世期間も切れてしまう、この事業もどうなるか我々森林組合関係でも分かりません。

まず先に、山に愛着を持たせるためにどうしたらいいか、市町村が事業主体の中でやっていますが誰が引っ張っていくか、強制的にも山の整備を持って行かないと段々出来なくなる可能性があります。

ですから汚い話しではありますが、国の補助事業をいかに使って山の仕事をやらせるんだということをやっていないと、山に対する愛着は落ちてきてしまいますので、やはりこの大きな計画書を作るんですから、まず森林整備をやっていく、それで高齢級になった森林を伐採して再造林をしていくのか、その方法に目を向けるような指導体制が大切で、国・県の指導を仰ぎながら進めてまいりたいと考えています。

議長  
(藤野会長)

何かありますか。森林計画課長、お願いします。

森林計画  
課長

地域森林計画については、森林資源をきちんと整備していくことが数字の部分も含めて立てた訳ですが、御指摘を受けたとおり再造林率が低いとか諸々の問題がございますので、福島県内の森林整備が進むように我々も国に働きかけるところは働きかけながら、市町村・森林組合等との連携を図りながら一所懸命取組んでいきます。よろしくお願いします。

議長  
(藤野会長)

秋元委員、よろしいですか。

秋元委員

先ほど言ったように補助事業は我々の方でも国へ要望もしますが、汚い話ですがお金を使って森林整備をなるべくやらせる体制をお願いします。

議長  
(藤野会長)

業ですので必ずお金が絡んできますし、なりわいにされている方もいます。震災の影響で中々遣りにくい部分も事業者としてありますし、所有者側の気持ちも離れてしまっているという部分も秋元委員の一番のポイントであると思います。

お金の話をされていましたが、いかに森林所有者の目を山に向けさせるか。お金のファクターやそれ以外にも何かのファクターも考えられるか、検討いただきたいと思います。

他に御意見等はありませんか。齊藤久美子委員、お願いします。

齊藤 (久)  
委員

先の台風19号と大雨により県内の土砂崩れが発生しましたが、人の手が加わったところはたくさん土砂崩れが発生をしていて、昔から松尾芭蕉さんが歩いていたところは、比較的被害が少なかったという状況を聞いております。

それを踏まえて、今回の土砂崩れの原因がどこにあって、そして今回の被害を鑑みて今後林道等の整備を、また森林の整備を進めていけばいいかお聞かせください。

議長  
(藤野会長)

森林整備課長、お願いします。

森林整備  
課長

台風19号の被害ですが、森林整備課の方で林道関係をあずかっていますので、林道被害について説明させていただきます。

林道事業についても出来るだけ被害が少なくなるように、切り取り法面や土羽を短くしたり、災害に強い設計をし工事をしているところでございますが、今回の災害で一番の原因はこれまでにない大雨が続いたことでございます。

台風19号については、浜通りで300mmを超える大雨が降り続き、その後の豪雨でも300mmの雨が降り、浪江町ではトータルで600mmぐらいの降水があり、ここ30年ぐらいにおいても例が無い豪雨だったことが一番の原因です。

通常の雨や小さい台風ですとここまでの被害を受けたという状況はございませんでしたので、それが一番の原因ではなかったかと思っております。

また、林道を造って、その道を使って山の仕事をすることが、災害を引き起こさない方策の1つではないかと思っておりますので、林道を使って山の管理をしっかりやれば、これほどの大きな災害が回避できるのではないかと考えております。

細かな林道の技術指針等については、県あるいは林野庁においても審査等をしており、被災をできるだけ無くしてまいりたいと考えております。

議長  
(藤野会長)

今のお答え、いかがでしょうか。

齋藤 (久)  
委員

ありがとうございます。そうすると山とか林業の為に働く人たちが、凄く重要になってくると思いますので、先ほど仰っていたと思いますが、人材育成も重要なことであると思いますので、しっかりと進めていってあげてください。

議長  
(藤野会長)

では森林保全課長、よろしくお願いします。

森林保全  
課長

先ほど土砂崩れの災害と言うことで、今回の土砂災害について補足的な説明をさせていただきます。

今回の台風19号では21市町村、52箇所ですら土砂崩れがありました。

昭和61年の8.5災害と比較すると土砂崩れが400箇所以上あったのですが、その間に治山事業等でダム・森林の整備・山腹工等、工事を進めてきましたので、こうした対策の成果があったと思います。

実際に治山関係の災害に関しては、少なかったと思います。

森林整備事業や治山事業を適切に行えば、災害は少なくなっていくのではないかと考えています。

議長  
(藤野会長)

皆様から御意見を頂戴しましたが、新たな修正・加筆等はなく、また県の施策でもありますし、次回以降、「新しい福島県農林水産業振興計画」の中でも議論されることもテーマとして多かったです。議案第1号は、原案に御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

議案第1号は、原案に異議がないものとして、答申します。  
事務局、よろしくお願いします。

司会  
(森林計画課  
総括主幹)

それでは、地域森林計画に関する答申に移らせていただきます。  
只今から答申をお願いいたします。  
答申書を藤野会長から松崎部長へお渡しいただきます。  
松崎部長、前の方にお進みください。

藤野会長

阿武隈川地域森林計画(案)並びに奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更(案)について(答申)

令和元年11月19日付け元森第2416号で諮問ありましたこのことについては、審議の結果、適当と認めます。

農林水産  
部長

ありがとうございました。  
審議いただきました御意見を踏まえまして、しっかりと対応してまいります。

司会  
(森林計画課  
総括主幹)

藤野会長、松崎部長、席の方へお戻りください。  
松崎部長につきましては、所用のため退席させていただきます。  
それでは、引き続き議事の進行について、藤野会長よろしくお願いいたします。

議長  
(藤野会長)

次に、議事の(2)報告事項となりますので、始めに、ア 森林保全部会の報告について、緑川部会長から報告をお願いします。

緑川委員  
(部会長)

それでは、私の方から前回の森林審議会以降に開催いたしました森林保全部会の審議結果について、福島県森林審議会森林保全部会規程第11条に基

づき報告いたします。

資料8をご覧ください。

はじめに、平成30年度第4回森林保全部会を平成31年1月31日に開催し、委員7名中6名が出席しました。

平成31年1月24日付け30森第3220号で知事より諮問のありました、「Inawashiro Solar 合資会社」、「Soma Solar 合同会社」それぞれによる太陽光発電施設の造成に係る林地開発許可案件2件を審議した結果、許可は適当と認められたことから、平成31年1月31日付け30福審保第15号をもって知事に対し、適当と認める旨の答申をいたしました。

次に、平成31年度第1回森林保全部会を平成31年4月25日に開催し委員7名中6名が出席しました。

平成31年4月19日付け31森第343号で知事より諮問のありました「株式会社トーエネック」、「株式会社ブルーキャピタルマネジメント」、「合同会社白河ソーラーパーク」、「シリウス・ソーラー・ジャパン8合同会社」、「合同会社西郷羽太」それぞれによる太陽光発電施設の造成に係る林地開発許可案件5件を審議した結果、許可は適当と認められたことから、平成31年4月25日付け31福審保第3号をもって知事に対し、適当と認める旨の答申をいたしました。

次に、令和元年度第2回森林保全部会を令和元年7月23日に開催し、委員6名中6名が出席しました。

令和元年7月18日付け元森第1266号で知事より諮問のありました「二本松太陽光発電合同会社」、「矢吹太陽光発電所合同会社」、「株式会社神戸物産」、「太陽Reserve1合同会社」、「株式会社オリエンタルゴルフ倶楽部」それぞれによる太陽光発電施設の造成に係る林地開発許可案件5件を審議した結果、許可は適当と認められたことから、令和元年7月23日付け元福審保第7号をもって知事に対し、適当と認める旨の答申をいたしました。

最後に、令和元年度第3回森林保全部会を令和元年8月5日に開催し、委員6名中4名が出席しました。

令和元年7月30日付け元森第1388号で知事より諮問のありました「東北エコパワーステーション合同会社」、「合同会社サン・エナジー1号」、「合同会社NRE-41インベストメント」、「合同会社S Jソーラー白河」それぞれによる太陽光発電施設の造成に係る林地開発許可案件4件を審議した結果、許可は適当と認められたことから、令和元年8月5日付け元福審保第11号をもって知事に対し、適当と認める旨の答申をいたしました。



以上をもちまして、森林保全部会の報告といたします。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございました。  
次に、イ「福島県農林水産業振興計画の進行管理」と、ウ「森林における放射性物質対策」について、事務局、続けて説明をお願いします。

事務局  
(森林計画課  
主幹)

それでは、資料9により説明させていただきます。  
スクリーンの方にも示してございますので御覧ください。  
福島県農林水産業振興計画の進行管理についてであります。

2ページを御覧ください。

福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」につきましては、福島県総合計画の農林水産分野の計画であり、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにしたものでございます。

平成25年度を初年度に平成32年度までの8か年計画になります。

3ページを御覧ください。

振興計画の構成になります。ここに記載してあります赤字が、森林・林業関係の事項になります。

第1章が総説、第2章が農林水産業・農山漁村をめぐる情勢で、施設等の損壊、放射性物質による汚染、森林整備の停滞、林道・林産施設の損壊などが林業関係にございます。

第3章ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿として、東日本大震災及び原子力災害からの復興、安心・安全な農林水産物の提供、林業・木材産業の振興、魅力ある農村漁村の形成、自然・環境との共生という事項でございます。

4ページを御覧ください。

第4章施策の展開方向、第5章重点戦略、第6章地方の振興方向、第7章計画実現のために構成されてございます。

第4章にあります東日本大震災及び原子力災害からの復興では、林業・木材産業の振興、自然・環境との共生等の実現を図るため、第5章の重点戦略におきましては重点的・戦略的に取り込む施策として、みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト、ふくしまの森林（もり）元気プロジェクトが掲げられております。

5ページを御覧ください。

新生プラン中間年次における目標への到達ですが、目標に対する直近実績値（平成30年度等）により進捗状況を表のとおり評価しております。

全体では110事項ございますが、森林林業関係については、21事項の指標がございます。

なお、主要指標の主なものについて、以下御説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。

2番、森林整備面積でございます。

令和2年度までに、年間1万4千haの目標に対しまして、平成30年度実績で6千37haと森林所有者の経営意欲の減退などから、森林所有者等による自主的な森林整備が震災前の水準にまで達していないという状況でございます。

今後とも、事業主体の継続的な技術支援や労働者の確保・放射性物質の動態に関する情報発信等によりまして、公的主体による森林整備の理解促進及び集約化による実施区域の拡大を図り、森林整備の促進に取り組んでまいります。

次に7ページを御覧ください。

8番、木材（素材）生産量の生産量でございます。

木材生産量についてですが134万8千m<sup>3</sup>の目標に対しまして、平成29年度は88万m<sup>3</sup>に止まってございます。復興公営住宅や公共施設の木造化の推進と木質バイオマスの需要拡大、更には、ふくしま森林再生事業の実施等によりまして素材生産量の増加を見込んでございます。

今後とも生産基盤の強化、安定供給体制の構築と木材の新たな需要拡大に取り組んでまいります。

飛びまして16ページを御覧ください。

71番、林業産出額でございます。

令和2年度までに185億円以上の目標に対しまして、平成29年実績で101億円と、まだ原発事故の影響から震災前の水準までも戻っておりません。

栽培きのこ類については前年並でしたが、素材生産量が増加したため全体としては前年対比110パーセントを上まわりました。

木材の需要拡大と供給体制の整備を図りながら、安全なきのこ原木等の生産資材を確保するための取り組みを継続して支援してまいります。

78番、新規林業就業者でございます。

令和2年度までに約250人以上の目標に対しまして、平成30年度実績で88人と原発事故の影響からまだ低く止まってございます。

若年後継者を確保するため、福利厚生充実と労働安全対策等に資する取り組みを進め、ふくしま森林再生事業や新たな森林管理システムの導入により安定した雇用を確保していきたいと考えてございます。

20ページを御覧ください。

103番、海岸防災林整備延長でございます。令和2年度までに1万6千8百mの整備を目標にしています。昨年度までに、1万380mを整備してございます。

海岸堤防の復旧など他事業との調整が若干遅れてございますが、関係機関との調整を図り事業の進捗を図ってまいります。

また、保安林及び治山施設等の計画的な整備を推進してまいります。

22ページを御覧ください。

110番、森林づくり意識醸成活動の参加者数でございます。令和2年度までに15万5千人以上の目標に対しまして、平成30年度実績で23万1千人と目標を達成してございます。

その他の指標に対する進捗状況については、省略させていただきます。

以上、福島県農林水産業の振興計画の進行管理についてでございます。

続きまして、森林における放射性物質の状況と今後の予測について御説明申し上げます。

資料10を御覧ください。

森林における放射性物質の状況と今後の予測につきましては、平成23年度から県で実施しておりますモニタリングの内容について、説明させていただきます。

構成といたしましては、モニタリング調査の進め方、平成30年度の調査の結果、放射性物質の動態変化、実証事業の結果でございますが、ボリュームが多いので、途中飛ばしながら説明したいと思います。

2ページを御覧ください。

モニタリングの調査でございますが、平成23年度から実施しております。

平成23年度の362箇所から始まりまして、昨年度は1,300箇所について調査してございます。

空間線量率の調査につきましては、1,219箇所、樹木・土壌等の調査につきましては、81箇所を調査してございます。

これらを取りまとめるに当たりましては、学識経験者の意見を参考にしながら、またIAEAに報告しながら、そのデータの内容について確認をしていながら実施してございます。

3ページを御覧ください。

空間線量の測定でございますが、プロットの中に標準木を選定しまして、東西南北のそれぞれの方向で測定しながら、その平均で空間線量率を出してございます。

4 ページを御覧ください。

立木の試料の採取につきましては、それぞれ伐り倒しまして、それぞれの部位、辺材・心材・樹皮・葉を採取して放射性物質の濃度を測定してございます。加えて、土壌や落葉層の放射性セシウムの濃度も調査しております。

6 ページを御覧ください。

モニタリングの調査の概要でございますが、県内1, 300箇所、この青い○印の部分のメッシュのところを調査してございます。

原発から遠いところについては10kmメッシュの中の1点、80km以内のところについては基本的には4kmメッシュで調査してございまして、線量率で1  $\mu$ Sv/hを計測したメッシュにつきましては、1kmメッシュに細分化して調査してございます。

7 ページを御覧ください。

空間線量率の管内別の測定結果でございまして、相双地区の箇所数が全体の約50パーセントを占めております。

避難指示の解除に伴いまして箇所数が増加してきてございます。

8 ページを御覧ください。

空間線量率の分布でございますが、継続調査の362箇所で見ますと平成23年度0.23  $\mu$ Sv/h未満の区域につきましては42箇所だったものが、昨年度につきましては233箇所と12%から64%というふうに線量率が低いところが大幅に増加してしています。

また、平成23年度は1  $\mu$ Sv/h以上の区域につきましては、127箇所が昨年度は2箇所ということで、県内の線量が下がってきている状況がわかります。

9 ページを御覧ください。

避難指示解除準備区域内及びその周辺の空間線量率の推移でございます。

見ていただきますとわかりますように、避難指示の解除に伴いましてその部分のメッシュの測定を始めている状況でございます。

ただ、青い部分は震災以前に比べて増えてきているのが分かるかと思えます。

10 ページを御覧ください。

このグラフは空間線量率を平成23年度から継続調査してます362箇所について、8年間の調査結果を縦軸の各年度の空間線量率と現時点の空間線量率について表示したものでございます。

震災直後は非常に線量が高く立ったグラフでございましたが、平成30年

度まで徐々に下がってきまして、現在は非常に線量が下がってきているのが分かるかと思えます。

震災直後の平成23年8月と比較して、約75%、下がったような結果となっていております。

11ページを御覧ください。

セシウムの減衰曲線について示したものです。

8年経過した現在の空間線量率につきましては約28%まで低減している状況が確認されてございます。

12ページを御覧ください。

これまでの結果をもとに現在までの森林内の空間線量率を見ますと、物理学的減衰率とほぼ同じような形で、低下してきているのが分かるかと思えます。今後も放射性セシウムの物理学的減衰率で低下が見込まれております。

13ページを御覧ください。

航空機モニタリングの結果との比較でございますが、県内の森林域の平均につきましては0.266  $\mu$ Sv/hということで、県が実施しているメッシュの測定とほぼ同じ傾向が見られてございます。

これまでの調査結果を基に今後の空間線量率の分布予測をしたものが14ページになります。

原発事故から20年後の令和12年には避難指示区域周辺を一部除きまして、ほとんどのメッシュが0.23  $\mu$ Sv/h未満になるものと予測してございます。ちなみに、継続調査している362箇所の平均は0.14  $\mu$ Sv/hとなる見込みでございます。

15ページを御覧ください。

81箇所の樹木の調査結果でございます。

図で示したように、赤い印のところからスギ、アカマツ、ヒノキを伐採しまして、その樹木や土壌等の放射性セシウム濃度を測定してございます。

16ページに空間線量率とセシウム濃度の関係を示してございます。

空間線量率が高いほど材等に含まれる放射性セシウム濃度が高いという、結果が得られてございます。これらの結果につきましては、空間線量率の把握が今後の林業生産活動の目安になると考えてございます。

17ページでございますが、樹種別、スギ、ヒノキやアカマツの樹皮・辺材・心材のセシウム濃度の平均値の経年推移データでございます。樹皮については、放射性セシウム濃度が低下しているのが分かるかと思えます。

18 ページを御覧ください。

今回の樹木の調査で一番高かった 3 千Bq/kg のセシウム濃度の木材を使った住宅に住んだ場合の追加被曝量も計算してございます。

計算によりますと年間 0.075 mSv ということで、非常に小さく環境や健康への被害はほとんどないと評価が得られてございます。

19 ページを御覧ください。

葉に含まれるセシウム濃度でございますが、震災直後は非常に高かったものが現在は下がっております。

平成 30 年度の調査では、原発事故直後、平成 25 年の旧葉と比べ、6% 以下に下がっていることが確認されております。

20 ページを御覧ください。

樹皮に含まれるセシウム濃度についてでございます。

材の内部につきましては、今ほど説明したとおり安全性等については問題ないというふうに考えてございますが、樹皮については 1 番高い放射性セシウムが検出されてございます。

グラフに書いてありますように、国の基準で指定廃棄物 8 千Bq/kg に設定されておりますが、それを超える物も観測されております。

計算上、回帰式からは空間線量率 1.73  $\mu$ Sv/h を超える所が 8 千Bq/kg を超える値となりますが、実際にはばらつきがあり、1.64 ~ 3.51  $\mu$ Sv/h で 8 千Bq/kg を超える高い線量が出ております。

21 ページを御覧ください。

森林の放射性物質の動態変化でございます。

震災直後は葉、樹木、樹皮に放射線セシウムが付着していた訳ですが、平成 30 年度現在ではスギ林、広葉樹林とも 90% 以上が土壌の方に移行しているという結果が分かってきてございます。

22 ページは、これまで述べてきたことをまとめたものです。

次に 23 ページですが、森林における放射性物質対策の実証の結果でございます。

間伐施業の実証を二本松市と川内村、大規模な面的な実証を田村市常葉地区と田村市都路地区といわき市川前地区で実証してございます。加えて、伊達市と南相馬市では山火事跡の放射性物質の動態を調査実施してございます。

24 ページを御覧ください。

まず、間伐等の効果について見ますと、平成 23 年度にスギ林とアカマツ林の間伐を行いました。間伐の前後を比較して 10% 前後の線量率の低減が

確認されてございます。

それから6年5か月経過後もその効果が継続してるという結果が得られてございます。

25ページを御覧ください。

林床被覆の効果でございますが、こちらも大体10%以上の効果が得られておりました、4年3か月経った現在においてもその効果は維持されてるとい結果が得られてございます。

26ページを御覧ください。

森林内における土砂の移動量調査につきましては、写真にありますように土砂受け箱を設置しまして土砂の移動量を調査してございます。

27ページを御覧ください。

その結果を見ますと、更新伐・間伐をした直後については若干移動は見られるものの、植生が回復し、被覆率が高くなりますとほとんど土砂の移動は見られなくなるという結果が得られてございます。

28ページにあります間伐・落葉除去施工についても、同じような結果が得られてございます。被覆率が高くなりますとほとんど土砂の移動は見られなくなるという結果がでております。

次に29ページ、広葉樹の萌芽に含まれるセシウム濃度でございます。

きのこの原木林の再生のために、萌芽の部分の状況について確認してございますが、震災後非常に大きくセシウム濃度が下がりましたが、現在は漸減傾向で推移しております。

濃度の低下については、現在平衡状態かというような感じも得られてまして、これについては今後も調査していく必要があるというふうに考えてございます。

30ページは、コナラの萌芽（枝）の箇所ごとのデータをまとめたものです。いずれの箇所についても低減率は鈍化傾向になっております。

31ページは、葉の箇所ごとのデータをまとめたものです。大きな変化はございません。

32ページを御覧ください。

次に、森林火災が発生した箇所における放射性物質の動態でございます。

伊達市では平成28年3月に、南相馬市では平成28年4月に山火事が発生しました。下流の沢水を採取し、セシウム濃度を調査してございます。

33 ページを御覧ください。

調査結果を取りまとめたものですが、南相馬市で平成29年7月にセシウムが検出されたのを最後に、検出限界値以下となっております。

34 ページは、実証について取りまとめたものでございます。

35 ページを御覧ください。

今後の調査内容ですが、モニタリングについて継続調査し、森林内の現状把握をしてまいります。立木や萌芽枝等の継続観測を行い、今後の安全性を確保してまいります。

以上、森林における放射性物質対策について説明申し上げました。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございました。

只今、報告事項の説明がありましたが、2つの内容についてこの時間で、それぞれご質問お受けしたいと思えますけれども、まずは最初に御説明ありました「福島県農林水産業振興計画の進行管理について」こちらについて御意見・御質問等があればお願いします。

秋元委員、お願いします。

秋元委員

只今、説明していたように計画に対して実績が40%とか60%以下ということになって、例えば説明していたようにその面積をこれから造林するには担当者も森林再生事業によってということを必ず説明に入るんですよね。

やはりこれが一番大事だということだと思うので、県もこの事業に対しては国とかに要望してやっていかないと、段々面積そのものが小さくなっていきますのでその点はよろしくお願いします。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

進行管理の方はよろしいでしょうか。

では放射性物質対策の方はいかがでしょうか。

また後で、進行管理の方についても御質問がありましたら御自由に御質問をお願いします。

では、放射性物質対策の方で御質問ありますでしょうか。

齋藤澄子委員、お願いします。

齋藤 (澄)  
委員

森林の放射性線量の計測をしてらっしゃるのは毎回同じ場所でやっているかを教えていただきたいのとあと、土壌関係もしているということで当然、土壌関係ですと、どちらも一緒になると思うのですが、どのような形で計測しているのか教えていただきたいと思えます。



<p>森林計画 課長</p>	<p>資料10の2ページを御覧いただきたいと思います。          箇所数が書いてあると思いますが、平成23年度に362箇所の調査から始まって、その後、徐々に増やして行って現在1,300箇所で行っている状況です。          調査する場所は増えているのですが、どのように推移しているかということを見るために、当初から設定している362箇所については、同じ場所を継続して計測している状況になっております。          それから葉っぱとかの採取なのですが、5ページを御覧いただきたいと思いますが、その落葉層ですとか、土壌のAゼロ層から5cmですとか、10cmですとか層ごとに試料を採取して、それぞれ測って計測している状況です。</p>
<p>議長 (藤野会長)</p>	<p>いかがでしょうか。齋藤澄子委員、お願いします。</p>
<p>齋藤(澄) 委員</p>	<p>ありがとうございます。ついでに1つ教えていただきたいのがあります。          2ページのモニタリングの進め方の表の見方なのですが、項目年度、調査箇所数、箇所数の項目で箇所数から段に分かれています。平成24年度、調査箇所数925、箇所数785、90、50と別れていますが、どういう風に見ればいいのか教えてください。</p>
<p>事務局 (森林計画課 主幹)</p>	<p>平成24年度から3段に分かれています。調査項目の内容が違うので分かれています。          785箇所については空間線量率だけを調査しており、下の90については空間線量率と樹木のセシウム濃度を調べて、更に下の50については空間線量率と樹木類別のセシウム濃度、それと心材・辺材・葉等の土壌のセシウム濃度を調べている形で、内容が違うので分けて記載しているところでございます。</p>
<p>齋藤(澄) 委員</p>	<p>それでは途中で変わっているということは、どこか抜けてきたということですか。それとも、今言ったようにセシウムのところを取り除いて他のところだけでやっているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (森林計画課 主幹)</p>	<p>まず最初、平成23年度調査した362箇所については空間線量率だけでスタートしております。この後、362箇所については空間線量率を計測して調査してございます。          平成30年度では1,219箇所の中に362箇所が入ってございます。          樹木と土壌につきましては右側の欄になりますが、平成30年度81箇所、樹木、土壌、セシウム濃度の調査をしたという形で整備させていただいております。          基本的には平成24年度から箇所数の数は増えていますが、その時実施し</p>

ていた箇所については、継続しながら解除された区域が増えたところについては増やしながら実施してさせていただいてます。

1番古いところは23年度から継続調査、あとは拡大してきた段階で平成25年度から、平成26年度からと年度毎に追記してございます。

よろしいでしょうか。

議長  
(藤野会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。  
今野委員、お願いします。

今野委員

資料10の9ページですけれども、2011年8月からの空間線量率の推移が記載されていますが、2016年3月から2019年3月に移ったときに2019年3月の方が線量率のところが高い方が出ている箇所がありますが、これは避難指示区域が縮小されて空間線量率が高くなったという認識でいいのでしょうか。

事務局  
(森林計画課  
主幹)

御指摘のとおりであります。2011年8月の黒い線のところが2016年3月には縮小されていて避難区域狭くなり、調査可能になったと言うことで、新たに避難指示区域が調査箇所として入ったところで線量率が高くなっています。

議長  
(藤野会長)

他にいかがでしょうか。福島県農林水産業振興計画でも構いません。  
齋藤久美子委員、お願いします。

齋藤 (久)  
委員

県内のいろいろな所でモニタリング調査ですとか森林の調査が行われていると思うのですが、実際に調査に立ち会っている方や御担当なさっている方がどういう方なのか、その中で県外の方が含まれているか教えてください。

議長  
(藤野会長)

森林計画課長、お願いします。

森林計画  
課長

調査自体は私たち職員が自らやるには限界がありますので、委託事業によりコンサル業をやっている会社に調査を委託し、その結果として報告書をいただいております。

議長  
(藤野会長)

そうすると県外の方がいるかどうかは委託業者しだいとなります。  
よろしいですか。

齋藤 (久)  
委員

はい。

議長  
(藤野会長) 私から1つ。  
資料10の24ページの実証についてであります。間伐により空間線量が下がったのは、何故下がったのでしょうか。

事務局  
(森林計画課主幹) 原子力災害後直後に空間線量を計ったもので、幹とか葉枝に放射性物質が付いていたものが多く、間伐を実施した結果、林外へ運び出されたものもございますし集積された場所などから、空間線量が下がったという結果となっています。  
24ページの左側、二本松市と川内村が資料として載っていますが、川内村の搬出無しのところは、間伐を行い玉切りをし、その場に集積したので線量は余り下がっていませんが、搬出有りの場所は区域外に集積したので大きく線量が下がっている結果となっています。  
現在、立っている樹を伐っても21ページのように森林内の90%以上が土壌の分布しており、空間線量率は下がっていない結果となります。

議長  
(藤野会長) この搬出では、作業道は設置されていたのでしょうか。それとも新しく作業道を作設したのでしょうか。幹を出しただけで空間線量率が下がるのは凄いなと感じました。

事務局  
(森林計画課主幹) 実証プロットから出しただけで、外に運んだだけです。  
販売等はしていません。

議長  
(藤野会長) 他の実験では作業道を開設したことで天地返しのようになり、表土の土が深い土壌中に潜り空間線量率下がった記憶があったのですが。  
幹の部分を出し、厳密に言えば枝・葉の部分もプロット外に出されて、空間線量率が下がったということですね。

事務局  
(森林計画課主幹) そのとおりです。

議長  
(藤野会長) 通常の間伐では枝・葉の部分は切り落としていくのですが、今回の実験では、全てプロット外に運んだ訳ですね。

事務局  
(森林計画課主幹) はい。

議長 (藤野会長)	<p>ありがとうございます。 他にございますでしょうか。特にございませんか。</p>
	<p>それでは、本日の審議を終了いたします。 委員の皆様、御協力ありがとうございました。</p>
司会 (森林計画課 総括主幹)	<p>藤野会長、ありがとうございました。 また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき誠にありがとうございました。</p>
	<p>それでは、次第の「7 その他」に移らせていただきます。 事務局、お願いします。</p>
事務局 (森林計画課 主幹)	<p>最後に、連絡事項を申し上げます。</p>
	<p>森林審議会の次回開催は、令和2年1月22日（水）杉妻会館において「新たな福島県農林水産業振興計画の策定について」を議事に開催を予定しております。</p> <p>お忙しい時期とは存じますが御出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>また、本日の議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました各委員に御確認をいただき、議事録署名人の押印後、写しを全委員へお送りいたします。</p> <p>なお、議事録は、森林計画課ホームページで公表いたしますので御了承願います。</p> <p>事務局から、連絡事項は以上でございます。</p>
司会 (森林計画課 総括主幹)	<p>以上をもちまして、福島県森林審議会を閉会いたします。 長時間の御審議、ありがとうございました。</p>
	<p>(以上も持って、閉会となる。)</p>

以上の議事録内容に相違ありません。

齋藤 澄子

酒井 美代子